

山梨県公報

第二千六百十五号

平成二十八年

六月二十三日

木曜日

目次

告示

一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し……………五九九

二 縦覧期間
平成二十八年六月二十四日から同年七月二十二日まで……………五九九

三 縦覧場所
山梨市役所……………五九九

四 審査請求期間
平成二十八年七月二十三日から同年八月八日まで……………五九九

公告

一 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六〇〇

公安委員会

一 山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則……………六〇〇

告示

山梨県告示第二百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(万力地区畑地帯総合整備事業(担い手支援型))計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ。

平成二十八年六月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十八年六月二十四日から同年七月二十二日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 審査請求期間
平成二十八年七月二十三日から同年八月八日まで

山梨県告示第二百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業(三富地区農地環境整備事業)計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、審査請求をすることができ。

平成二十八年六月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成二十八年六月二十四日から同年七月二十二日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 審査請求期間
平成二十八年七月二十三日から同年八月八日まで

山梨県告示第二百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
道 一般国	四一一号	笛吹市一宮町田中字大町一五七五番一地从先から 笛吹市石和町川中島字東道永町一六八番一地从先まで	五六五・〇	平成二十八年六月二十三日

山梨県告示第二百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	甲府昇仙峡線	甲府市山宮町字米草五〇一二番二地先から甲府市山宮町字米草五二二三番地先まで	二〇一・〇	平成二十八年六月二十三日

山梨県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年七月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年六月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

道路の種類	路線名	区	延(メートル)長	供用開始の期日
県道	甲府南アルプス線	甲斐市西八幡字下川除附釜無川左岸堤防敷地先から甲斐市西八幡字下川除附釜無川左岸堤防敷地先まで	九〇・二	平成二十八年六月二十三日

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年六月二十三日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十八年六月十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

- 1 名称 特定非営利活動法人あすなる工房
 - 2 代表者の氏名 三井勝彦
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市上石田四丁目五番十八号
 - 4 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、地域生活に関する支援事業を行い、障害福祉の向上に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十八年六月十四日から同年八月十三日まで

公安委員会

山梨県公安委員会規則第五号

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年六月二十三日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡 利行

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例施行規則(昭和六十年山梨県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十四年山梨県条例第七号」を「昭和五十九年山梨県条例第三十三号」に改める。

第二条第一号中「第二条第一項第七号又は第八号」を「第二条第一項第四号又は第五号」に改め、同条第二号中「第二条第一項第一号、第二号、第三号又は第七号の営業(第七号)」を「第二号第一項第一号又は第四号の営業(第四号)」に改める。

第六条中「の地域」の下に「とする。」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。